

(総務委員会)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)(衆議院送付)要

旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成十三年八月八日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の期末手当及び期末特別手当の額の改定を行うとともに、当分の間、特例一時金の支給を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、期末手当等の改定

1 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百五十五(特定幹部職員にあつては、百分の百三十五)に引き下げる。

2 期末特別手当(指定職職員)について、十二月期の支給割合を百分の百五十五に引き下げる。

二、特例一時金の新設

当分の間、民間賃金との権衡を考慮した特例措置として、各年度の三月一日に在職する職員(指定職職員等を除く。)に対し、原則として三千七百五十六円の特例一時金を支給すること等の措置を講ずる。

三、 施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。